

御前崎市景観条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 景観計画の策定等（第6条—第8条）
- 第3章 景観計画区域内における行為の制限（第9条—第17条）
- 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木（第18条・第19条）
- 第5章 景観協定等（第20条・第21条）
- 第6章 市民等の景観まちづくりに関する活動の促進（第22条・第23条）
- 第7章 御前崎市景観審議会（第24条・第25条）
- 第8章 雑則（第26条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市の良好な景観の形成に関する基本的かつ必要な事項及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、本市の特徴的な景観を市民、事業者及び市が協働して良好な景観の保全や創出等を図り、もって地域への愛着及び誇りの醸成、地域活力や経済等に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

2 前項に定めるもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観まちづくり 景観形成を通じて市民などが愛着や誇りをもって暮らしやすく、訪れたいくなるまちづくりを行うことで地域経済・活力の向上を目指し、更に御前崎市を未来の子供たちに残すことをいう。
- (2) 市民 市内に居住する者及び市内の土地、建築物又は工作物に関する権利を有する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業を行うものをいう。

（市の責務）

第3条 市は、良好な景観の形成を図るため、総合的な施策を策定し、これを計画的に実施するものとする。

- 2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者（以下「市民等」という。）の意見が十分に反映されるよう努めるものとする。
- 3 市は、良好な景観の形成に関する市民等の知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市は、公共施設の整備に当たっては、良好な景観の形成に関する先導的な役割を果た

すよう努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らが景観を形成する主体であることを認識し、互いに協力して積極的に良好な景観の形成に寄与するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らが行う事業活動が良好な景観の形成に深い関わりを持つことを認識し、その事業活動に関し、地域の個性に十分配慮し、積極的に良好な景観の形成に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 景観計画の策定等

(景観計画の策定及び変更)

第6条 市長は、景観まちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、その基本となるべき計画として法第8条第1項の景観計画（以下「景観計画」という。）を定めるものとする。

2 景観計画を定めるときは、法第8条第2項各号に掲げる事項のほか、景観の形成に関し必要な事項を定めなければならない。

3 市長は、景観計画を変更しようとするときは、あらかじめ第24条の審議会の意見を聴かなければならない。

(景観計画重点地区における良好な景観の形成の推進)

第7条 市長は、景観計画において、景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）内に所在する重点的に良好な景観の形成を推進する必要があると認める地区を景観計画重点地区（以下「重点地区」という。）として定めることができる。

2 市長は、前項の規定により重点地区を定めたときは、当該重点地区における法第8条第2項に関する事項について、重点地区ごとに定めることができる。

3 市長は、第1項の規定により重点地区を定めたときは、当該重点地区における良好な景観の形成を図るために必要な施策を実施するものとする。

(計画提案に対する判断に係る手続)

第8条 市長は、法第12条の規定による判断をしようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ第24条の審議会の意見を聴くことができる。

第3章 景観計画区域内における行為の制限

(届出を要する行為)

第9条 景観計画区域内における法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の区画形質の変更のうち規則で定めるもの
- (2) 木竹の伐採のうち規則で定めるもの
- (3) 仮設建築物の建築等（法第16条第1項第1号に規定する建築等をいう。）のうち仮設期間が1年を超えるもの
（届出を要しない行為）

第10条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第16条第1項第1号に規定する行為のうち規則で定めるもの
- (2) 法第16条第1項第2号に規定する行為のうち規則で定めるもの
- (3) 法第16条第1項第3号に規定する行為のうち規則で定めるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、通常管理行為、軽易な行為その他の行為であって、規則で定めるもの
- (5) 第1号から第4号までに掲げるもののほか、第24条の審議会の意見を聴いた上で、市長が景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認める行為
（特定届出対象行為）

第11条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為とする。

（事前協議）

第12条 景観計画区域内において、法第16条第1項又は第2項の規定による届出を要する行為を行おうとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、市長に事前協議（以下この条において「協議」という。）の申出をすることができる。

2 市長は、前項の規定による協議の申出があったときは、当該協議に応じなければならない。

3 協議の申出をした後において、市長から当該協議に必要な書類の提出を求められたときは、当該協議の申出をした者は、その求めに応ずるものとする。

4 市長は、協議の申出を受けた場合において、当該協議の申出に係る行為が景観計画に定める事項に適合しないと認めるときは、規則で定めるところにより、当該協議の申出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

（景観計画への適合）

第13条 景観計画区域内において、法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為が景観計画に適合するよう努めなければならない。

（完了届）

第14条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了したときは、規則で定めるところにより速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（助言及び指導）

第15条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において届出に係る行為が景観計画に適合しないと認めるときは、届出をした者に対し、良好な景観の形成を図るため、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

(勧告及び命令に関する手続)

第16条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令をしようとする場合は、あらかじめ第24条の審議会の意見を聴かなければならない。

(勧告に従わない旨の公表)

第17条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表をしようとする場合は、当該勧告を受けた者にあらかじめ規則で定めるところによりその旨を通知するとともに、意見を述べる機会を与えるものとする。

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等の手続)

第18条 市長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物又は法第28条第1項の規定による景観重要樹木（以下「景観重要建造物等」という。）の指定をしようとするときは、あらかじめ第24条の審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要建造物等の指定をしたときは、その旨及び規則で定める事項を告示するものとする。

(指定の解除等の手続)

第19条 前条の規定は、法第27条又は第35条の規定による景観重要建造物等の指定の解除について準用する。ただし、当該景観重要建造物等が法第19条第3項に規定する建造物若しくは法第28条第3項に規定する樹木に該当するに至ったとき又は指定の理由が消滅したことが明らかであると市長が認めたときは、この限りでない。

第5章 景観協定等

(景観協定の認可の手続)

第20条 市長は、法第81条第4項又は第90条第2項の規定により景観協定の認可をしようとするときは、あらかじめ第24条の審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、法第84条第1項の規定により景観協定の変更の認可をしようとする場合において、必要があると認めるときは、第24条の審議会の意見を聴くことができる。

(景観整備機構の指定の手続)

第21条 市長は、法第92条第1項の規定により景観整備機構の指定をしようとするときは、あらかじめ第24条の審議会の意見を聴かなければならない。

第6章 市民等の景観まちづくりに関する活動の促進

(支援)

第22条 市長は、景観まちづくりを推進するため、必要があると認めるときは、良好な景観の形成に寄与すると認める活動を行う個人及び団体並びに景観重要建造物等の所有者等に対し、その活動又は保存のために必要な技術的な助言その他必要な支援をすることができる。

(表彰)

第23条 市長は、良好な景観の形成に寄与していると認められる建築物等について、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。

2 市長は、良好な景観の形成に関する活動を推進している者その他良好な景観の形成に貢献している者を表彰することができる。

3 市長は、前2項の規定による表彰を行おうとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ次条の審議会の意見を聴くことができる。

第7章 御前崎市景観審議会

(御前崎市景観審議会)

第24条 この条例に定める事項のほか、市長の諮問に応じ、景観の形成に関する事項を調査審議するため、御前崎市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員（以下「委員」という。）は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 各種関係団体の構成員

(3) 市民

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会は、次に掲げる事項に関し助言及び提言を行う。

(1) 市の景観まちづくりに関すること。

(2) 景観計画に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、景観の形成に関すること。

5 前各項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(景観アドバイザー)

第25条 市長は、良好な景観の形成を図るため、景観に関し専門知識及び経験を有する者を、景観アドバイザーとして委嘱することができる。

2 景観アドバイザーの任期は2年とし、再任を妨げない。

3 景観アドバイザーは、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 法第16条第1項又は第2項の規定による届出に係る指導、技術的支援等に関すること。

- (2) 法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令に係る助言に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に関すること。

第8章 雑則

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。